

A Study on the conditions for community-based probation in Australia

Takashi Furukawa

Otemon Gakuin University

Abstract

The aim of this paper is to analyze and explain the capable conditions for community-based probation program in Australia and to make suggestions for practical implication in Japan. The author believes there is a very close relationship between the community-based probation and social services and this relationship is a vital part of the social rehabilitation programs for offenders in a society.

To achieve this task, author believes there is a necessity to fulfill some conditions. First, the criminal policy process is a vital requirement to collaborate probation and social work practices. Second, better understanding by the individuals in the community on rehabilitation of offenders. Third, on the completion of rehabilitation programs, it is needed to adapt a suitable environment and conditions to absorb offenders back into mainstream society.

When rehabilitated offenders are released into the mainstream society, their behavior in the society must be monitored continuously through the criminal justice and policy process. At the same time, the public should inform immediately to the authorities if these people are committed crimes again. Further, it is needed to strengthen the knowledge on information about crimes and media literacy of every citizen in the society.

Keywords : community-based probation, personal social services, social rehabilitation programs, appropriate information, media-literacy of citizens

オーストラリアにおける社会内処遇の条件

——犯罪者の社会復帰に対する広報啓発——

古 川 隆 司

追手門学院大学

は じ め に

オーストラリアでは各州の差こそあれ、刑事裁判や刑事政策において犯罪者が社会内処遇と特別のプログラムを組まれている。たとえば薬物依存症に対するドラッグコート、性犯罪者に対する特別な保護観察は他国でもみられる¹⁾が、ビクトリア州における知的障害のある犯罪者の社会内処遇は既に水藤により紹介され（水藤 2009 a, 2009 b, 2009 c）、日本において触法障害者の弁護・処遇と社会復帰支援に携わる実務家の関心も高い。

このような、特別な属性や犯罪歴を有する犯罪者に限らず若年者への処遇に対しても、刑事政策の研究や実践では施設内処遇から社会内処遇を重視する傾向にある。たとえば日本でも法務省法制審議会で 2009 年頃から社会内処遇について検討してきている²⁾。また、2010 年に始まった裁判員裁判でも、保護観察付執行猶予などの判決や被告の社会復帰を念頭においた判決が数例出されるようになった³⁾。その意味で、penal populism の浸透が懸念される各国の中で、刑事処分の幅が広がって社会復帰の可能性が高まることは、更生保護にとって意義が大きいといえる。

ところで社会内処遇とは刑事施設等で拘禁や懲役などによる施設内処遇と異なり、罪を犯した者を地域社会において矯正と改善・更生保護を実現するものである。染田はその著書で、社会内処遇の意義として以下の 3 点をあげている（染田 2006）。

- 1) 犯罪被害者と改善更生を目指している、あるいは既に社会復帰した犯罪者との更生
- 2) 実証的根拠に基づく犯罪者処遇の実践
- 3) 多機関連携と社会資源ネットワークの活用

すなわち、刑事政策が社会秩序を守るため罪を犯した者の処罰を、一般社会から隔離した刑事施設で実施する施設内処遇ではなく、保護観察官やソーシャルワーカーなど専門家の指導監督下により、地域内で特別のプログラムとして実施することである。本来刑事政策の目

的が、罪を犯した者を社会で再びやり直せるよう処遇することであり、更生保護（probation）がその仕上げ段階といわれる。これらの過程を通し、罪を犯した者が社会復帰することに加え、これに対する社会的条件が整備されていくことが企図されている。これは本論の目的と合致する点であり、染田があげる 1) および 3) は、犯罪者が社会復帰していく上で、地域社会で生活していくための目標やその方法として、本論の論点として強調したいところでもある。

無論、無差別殺人や強盗など凶悪犯罪や児童が巻き込まれる犯罪が際立って報じられ、累犯の刑余者では再犯率が高いこと等から、日本の更生保護では地域社会のささやかな支援や協力者を得ながら、本来の目的以上に再犯防止が強調される傾向にある⁴⁾。また再犯を減らすという観点から、近年日本で社会内処遇の意義が強調されていることは否めない。

以上の背景を踏まえ本論では、オーストラリアにおける社会内処遇（community correction）及び更生保護（probation）の現状について統計や研究機関の刊行物をレビューし、社会内処遇や更生保護が機能する社会的条件について考察することを目的とする。

まずオーストラリアでの社会内処遇について概観したのち、市民の犯罪認知と刑事処分の現況などについて統計資料をレビュー、特徴を把握する。次に犯罪市民向け広報として定期的に発行されている刊行物や web サイトの情報、社会内処遇・保護観察に関する資料等から、本論の目的にそって考察、まとめたい。

1. オーストラリアの社会内処遇

(1) 社会内処遇の制度

オーストラリアは連邦国家であり、刑事司法政策も基本的に立法権限のある州・準州ごとで運営されている。各州には、裁判所が成人・未成年（少年）の被疑者に応じて設けられ、警察・訴追段階から、量刑確定後も本人に対応し特別な指導プログラムが各々実施されている。このうち社会内処遇にあたる処遇は、たとえば特別な指導プログラムであるが、染田ほかで紹介するニューサウスウェールズ州における薬物乱用者処遇は、図 1 のような形で起訴前から裁判中・量刑前後・収監前後と、一貫して実施されている（染田・新海・桑山 2006 : 264）。

この他、たとえば、ビクトリア州における集中的処遇命令（Intensive Correction Order）、ニューサウスウェールズ州における薬物犯罪者への MERIT（Magistrates Early Referral Into Treatment）、アボリジニ等を対象とした修復的司法の試行、ニューサウスウェールズ州で修復的司法として導入されている「保護的調停」、さらに司法ボランティアによる保護観察の実践などが取り組まれている（古川 2009）。このような様々な処遇の選択肢が用意されている点、また特別な処遇を要する犯罪者に処遇プログラムのあることが、オーストラリアの特

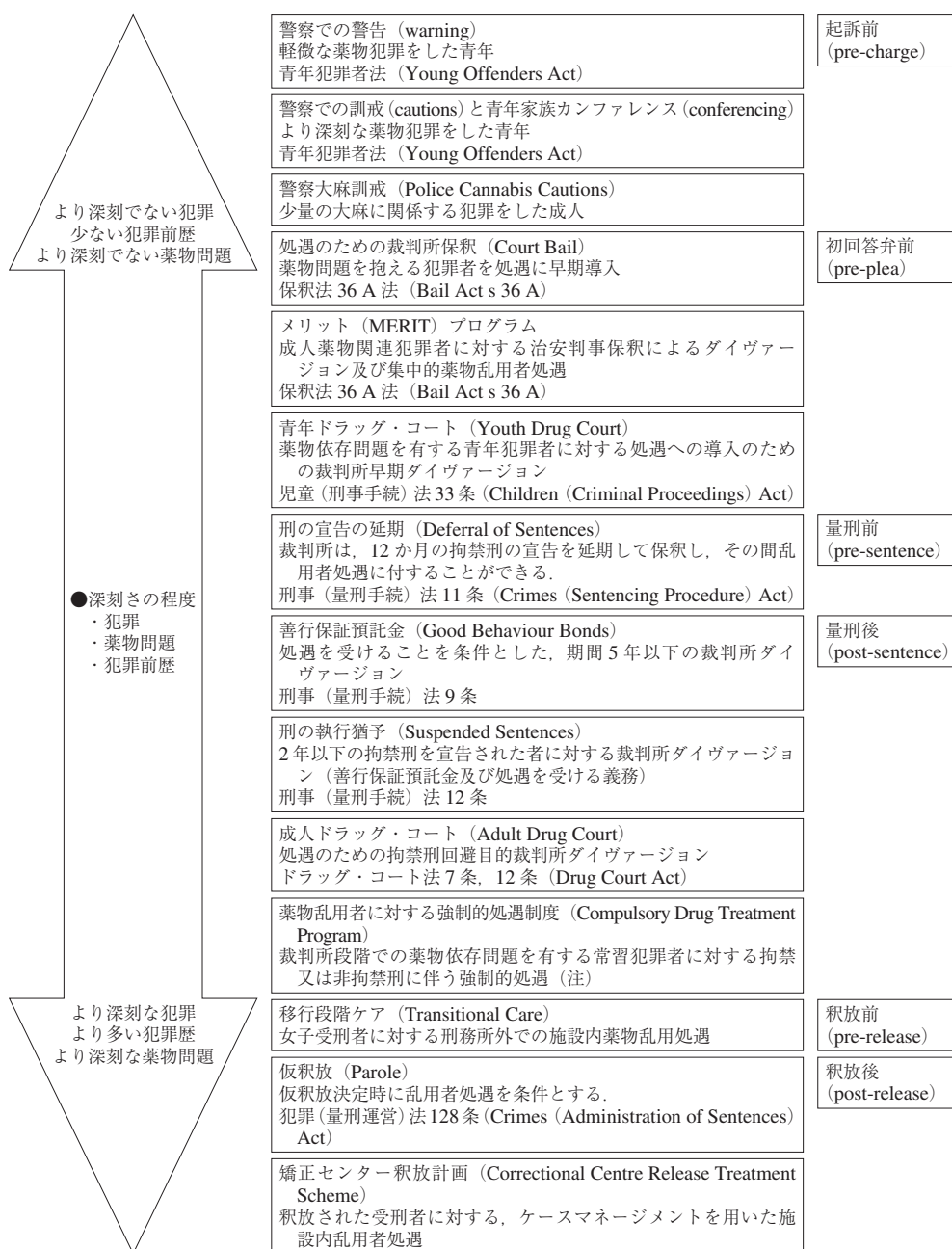


図 1 ニュー・サウス・ウェールズ州 (オーストラリア) におけるダイヴァージョンを中心とした薬物乱用者処遇の体系

出所: 染田・新海・桑山ほか (2006)

徴であると考えられる。

(2) 統計からみた動向

次に統計データからみた社会内処遇の実施状況をみておく。なお資料は Australian Institute of Statistics (AIC) が年 4 回公表している Corrective Service Review および Prisoners in Australia, 及び Ausrtalian Bureau of Statistics (ABS) の CRIME AND SAFETY, AUSTRALIA を参照, このうち必要な統計結果を実人員数で 2003～2008 年の 6 年分のデータを Microsoft Excel を用いて処理・加工した。

犯罪として実刑の確定した者が増加傾向にある点は以前述べたが、日本と大きく異なるのは社会内処遇として毎年 5 万人程度が community based corrections の対象となっていることである (表 1)。施設内処遇である imprisonment は増加傾向にあるが、単純に収監者の増加とみるのではなく、よほど重罪で収監期間の長い者 (日本でいえば無期懲役等) が出所できず徐々に増えていると考えるのが妥当である。州別の割合をみても顕著な特徴は見出せないが、ニューサウスウェールズおよびクイーンズランドで対象者が全体の半数を占める傾向である (表 2)。

表 1 open custody, security custody, full-time custody

		open custody	security custody	full-time custody	imprisonment rates
2003	Mar	6,080	16,105	22,185	23,555
	Jun	6,203	16,304	22,507	
	Sep	6,322	16,413	22,735	
	Dec	6,404	16,474	22,878	
2004	Mar	6,338	16,433	22,781	24,171
	Jun	6,557	16,591	23,149	
	Sep	6,693	16,796	23,490	
	Dec	6,821	16,995	23,816	
2005	Mar	6,883	17,269	24,152	25,353
	Jun	6,876	17,504	24,380	
	Sep	5,959	18,266	24,226	
	Dec	6,006	18,177	24,184	
2006	Mar	6,014	18,569	24,583	25,790
	Jun	6,087	18,846	24,933	
	Sep	6,104	19,283	25,387	
	Dec	6,100	19,659	25,759	
2007	Mar	6,118	19,850	25,968	27,224
	Jun	6,352	20,114	26,466	
	Sep	6,362	20,045	26,407	
	Dec	6,346	20,027	26,372	
2008	Mar	6,212	20,147	26,359	27,615
	Jun	6,078	20,600	26,677	
	Sep	6,232	20,949	27,180	
	Dec	6,213	21,095	27,308	
2009				29,317	

出所：Corrective Service Review および Prisoners in Australia より筆者作成

表2 州別社会内処遇の実施状況

		NSW	Vic	Qld	SA	WA	Tas	NT	ACT	Aust
2003	Mar	17,312	7,373	11,887	6,173	5,243	881	944	1,181	50,993
	Jun	17,270	7,491	11,714	6,561	5,085	947	953	1,186	51,206
	Sep	17,022	7,602	11,557	6,103	5,068	950	971	1,133	50,406
	Dec	16,811	8,011	11,523	6,023	5,072	977	999	1,124	50,541
2004	Mar	16,621	7,972	11,444	5,894	5,115	973	1,028	1,126	50,172
	Jun	16,933	7,844	11,570	5,860	5,252	986	1,030	1,130	50,606
	Sep	17,124	8,301	11,654	5,878	5,432	1,006	1,046	1,054	51,495
	Dec	17,342	8,359	11,638	5,848	5,522	1,052	1,065	1,095	51,922
2005	Mar	17,865	8,187	11,561	5,841	5,520	1,032	1,086	1,135	52,227
	Jun	18,373	8,291	11,665	5,870	5,528	1,056	1,113	1,158	53,054
	Sep	18,496	8,444	12,226	6,875	5,541	1,068	1,116	1,141	54,906
	Dec	18,066	8,615	12,774	6,801	5,624	1,112	1,126	1,080	55,197
2006	Mar	17,638	8,277	12,047	5,514	5,560	1,159	1,130	1,047	52,372
	Jun	18,011	7,620	12,208	5,582	5,427	1,173	1,132	1,059	52,212
	Sep	17,941	7,913	12,053	5,635	5,357	1,187	1,176	1,107	51,649
	Dec	17,783	7,313	12,190	5,657	5,236	1,216	1,182	1,114	51,690
2007	Mar	17,860	7,449	11,966	5,635	5,252	1,236	1,196	1,094	51,687
	Jun	18,061	7,552	12,365	5,653	5,160	1,166	1,175	1,099	52,232
	Sep	18,107	7,769	12,752	5,683	5,150	1,120	1,187	1,148	52,916
	Dec	17,980	8,069	13,253	5,712	5,354	1,111	1,134	1,209	53,823
2008	Mar	17,777	7,989	13,645	5,742	5,518	1,144	1,136	1,234	54,185
	Jun	18,089	7,787	14,009	5,840	5,558	1,150	1,152	1,277	54,862
	Sep	17,898	7,874	14,385	5,926	5,557	1,121	1,044	1,347	55,152
	Dec	18,052	8,150	14,443	6,045	5,547	1,158	1,068	1,344	55,806

出所：Corrective Service Review および Prisoners in Australia より筆者作成

なお処分の名称である open custody, security custody, full-time custody について、本論では、それぞれ open custody は自由な行動が許可される保護観察、security custody は一定の処遇プログラムを課された保護観察、full-time custody は GPS などにより常時何らかの監視を伴う保護観察、と仮訳して区別しておきたい。とくに full-time custody は、性犯罪や違法薬物使用・販売などにより刑事処分を受けたケースが考えられ、後段でも日本の場合と比較しつつ考察を試みることにしたい。

2. 犯罪に関する広報・情報提供

(1) CRIME FACT INFO

オーストラリアは地理的に人口の粗密が顕著で、オンラインメディアの普及以前から無線やテレビ・電話・ラジオなど様々なメディアを用いた教育、医療サービスなどの社会サービスが行政府により整備されてきていた。ここでは、オーストラリア犯罪研究所(Australian Institute of Criminology, AIC)が定期刊行している CRIME FACTS INFO に注目することとし

表 3 CRIME FACT INFO で取り上げられたテーマ（過去 12 ヶ月分）

No.	Title
185	Australian internet security at home
186	Juror understanding on judicial instructions
187	Government spending on justice services
188	Victims of armed robbery by location
189	Assault causing death
190	Child protection investigations
191	Computer security incidents experienced by Australian businesses
192	Top 10 computer security tools used by Australian businesses
193	Industry sector and the prevalence of computer securities against Australian businesses
194	Most serious offence by Indigenous status
195	Indigenous imprisonment rate
196	Prior imprisonment by Indigenous Status

※AIC の HP より古川が作成

たい。CRIME FACTS INFO は、犯罪に関する様々な情報を A 4 大 1 枚程度とコンパクトにまとめたものである。CRIME FACTS INFO の発行の目的は、犯罪に関する正確な情報の提供であり、市民の防犯や刑事政策に対する理解を広げることにおかれている。このため CRIME FACTS INFO では、犯罪に関する様々な内容を取り上げている。最近の内容をみると、以下のとおりである（表 3）。

CRIME FACTS INFO では、多岐にわたる犯罪についての情報を国民に提供するだけでなく、行政・司法機関の広報を兼ねているといつてよい。したがって、コンピューター犯罪に対する取り組みなどはグローバル化した世界経済下における企業に向けたハッキングなどサイバー攻撃や情報漏洩に対するセキュリティの重要性が示される等、上記の目的に加え、犯罪を未然に防ぐための予防・対抗策の広報啓発が含まれている。

（2）統計からみた動向

犯罪に関する認知度は、発生件数が暗数である以上、市民等による通報など犯罪認知件数から推し量ることになる。Australian Bureau of Statistics（ABS）の Crime and Safety, Australia から犯罪認知件数や体感治安との関連をみておく⁵⁾。

年次報告であるが体感治安についての世論調査が実施されたのは 2005 年版のみであった。表 4 をみると、年齢層が高いほど「安全でない」「やや安全でない」と回答する割合が高い。また、居住形態では、一人暮らし世帯が安全と回答する割合が高いのに比べ、一人親と子、その他の世帯でも同様の傾向がある。

また、しばしば Crime and Safety, Australia では近隣との関係について言及がみられる。これは、近隣などでの生活上のトラブルの多さとして表れており、市民の防犯意識などへ影響を及ぼしていることが考えられる。

表 4 在宅における体感治安

		安全と思う	やや安全	やや安全でない	安全でない
性	男性	84.1	7.1	3.2	5.6
	女性	80.7	11.1	4.7	3.5
年齢	15-19	84.1	8.2	3.1	4.6
	20-24	82.7	8.7	3	5.5
	25-34	83.6	8.3	3.4	4.7
	35-44	84.6	7.9	3.2	4.3
	45-54	83.2	8.4	4	4.4
	55-64	80.5	10.6	4.8	4.1
	65 歳以上	77.7	11.8	5.8	4.7
州	NSW	82.4	9.0	4	4.6
	Vic	82.2	9.3	3.8	4.8
	Qld	84	8.1	3.4	4.4
	SA	80.1	10.8	4.9	4.2
	WA	79.9	10.6	4.8	4.6
	Tas	85.3	7.3	3.3	4.1
	NT	83.1	8.5	4.9	3.5
	ACT	84.7	8.4	3.3	3.6
居住形態	一人暮らし	81.4	11.1	5.8	1.8
	夫婦のみ	82.3	8.9	4.1	4.7
	夫婦と子	84.4	7.8	3	4.7
	一人親と子	78.6	11.5	5.8	4.1
	その他	79.4	10.5	3.7	6.4

※AIC「CRIME AND SAFETY」2005 から筆者作成

表 5 警察への通報（単位：％）

	家宅侵入	自動車盗難	性的暴行
1998	78	94	33
2006	74	90	31?

※AIC「CRIME AND SAFETY」1998, 2006 から筆者作成.
 なお 2006 には「性的暴行」の通報割合がなかった.

次に、犯罪認知に対してであるが、居宅における犯罪について 2 年分から犯罪の通報割合を比較した（表 5）。日本に比べ必ずしも高い方ではないが、生活手段である自動車やバイクの盗難は 9 割以上が通報しているものの、2006 年の数値は 1998 年より下回っている。これは今後吟味を要するが、①近隣関係、②犯罪に対する意識など複数の要因が考えられる。

また、暴行（性的暴行を含む）は 30% 台と低く、殺人や強盗など凶悪犯罪ではないものの、市民の防犯に対する意識が高いと判断することは難しい。暴行ではとくにレイプなど通報を躊躇するケースもあると考えられ、これが政府による広報啓発によるかどうか、治安対策など地域での活動など吟味を要する点も多いと考えられる。

3. 考察：社会内処遇を成り立たせる条件

刑事政策における社会内処遇は、その手続過程において多様な選択肢が準備されるなど制度的な整備が進んでいるとしても、それが、制度を担うスタッフや社会サービスとの連携から成り立っているところがオーストラリアの特徴といえる（水藤 2010）。

市民の意識を考える上で、防犯に対する地域社会での取り組みが重要である。これについて、Morgan & Homel（2011）では、AIC や Community Safety and Crime Prevention（CSCP）など様々な機関が相互に協力を行い、セミナーや地域社会の取り組みに対するコンサルテーションが実施されていることを報告し、さらなる防犯の枠組の整備を提起している。また、防犯や犯罪に関する情報提供が地域社会の防犯に対するパフォーマンスに寄与すると言及している。だが社会内処遇や連携する社会サービスについては管見の限りではなく、手厚い社会サービスにもとづく社会内処遇が実施されているものの、犯罪をなした者が社会復帰をしていく基盤整備という点でさらなるレビューや研究が必要であると考えられた。

また以前述べた通り、オーストラリアのほか各国で進んでいる電子監視は、主に性犯罪者等の処遇で導入され、犯罪者の所在を明らかにすることによる被害者への配慮・同種の犯罪抑止が目的とされている。オーストラリアでは被害者の保護に対する取り組みが進んでおり、犯罪者の監視と定期的な情報提供を通じた地域社会の理解を得るという形が取られていると考えられる。電子監視は日本でもその導入をめぐる議論されているが、贖罪をした犯罪者が社会復帰する上での人権上の課題をどのように考えていくか、本論では取り扱わなかったが修復的司法などの取り組みについても考察を要する。また、社会内処遇自体が行政改革におけるプライバタイゼーションの一環から多様化が図られたという経緯も考えられ、刑務所の民営化の是非などに関わって多様な課題を孕んでいると考えられる。

社会内処遇を図るうえで、関係組織・機関の連携および専門職間連携は重要な要素であることは間違いない。しかし、どのような処遇が行われているか、また再犯率などを含めその成果がどうであるか等の情報が提供されていたとしても、前出のような暴行に対する通報割合の低さ、被害者への配慮など多様な要素が考えられる。加えて、マスメディアによる犯罪報道への倫理指針の実行と、一般市民のメディアリテラシー向上は必須の条件であるだろう。過剰なマスメディアの報道は、犯罪に対する嫌悪感を高めるばかりか、専門機関等による社会内処遇を受け入れる基盤すら築けないおそれがあると考えられるからである。これについて、今回検討した範囲では、市民のメディアリテラシーやマスコミなどの姿勢まで検討ができなかった。今後の課題としておきたいが、少なくとも日本に比べ、刑事政策に関する相当量の情報提供が進んでいることは、世論形成などへ一定の寄与があると予測された。

おわりにー今後の課題ー

Canton は英国を例に、日本で保護観察にあたる Community Services はサービスを担う専門職の理解と犯罪者への適切な指導助言にあるとし、その構成要素として 1) 実践的あるいは手続に則った実践、2) 対象者の特別なニーズに対する個別的な働きかけ、3) 保護観察 (probation) の原則のように、就労の場を通した指導、の 3 点をあげている (Canton 2011)。各国の刑事政策で細部は異なるものの、いずれも日本の保護観察、かつオーストラリアの社会内処遇にも共通するものである。

日本の場合は Canton のあげる 3) の確保が困難であるのが現状だが、オーストラリアの場合、起訴前から裁判中・量刑前後・収監前後で社会内処遇が実施できるという点で、社会内処遇自体を成り立たせるための条件整備は整っていると考えてよい。

だが、考察の通り、結局犯罪をなした者が社会復帰していく基盤は地域社会であり、多くの情報提供や広報は何らかの寄与を予測させるものの、本論では確たる結論として示しがたかった。今後の課題として、地域社会の防犯と社会内処遇との関連、メディアとの関連や被害者との修復的司法のあり方などをあげ、まとめとしておく。

註

- 1) これらは英国や米国でも実施されている。ドラッグコートについては龍谷大学矯正・保護研究センター (2010) の諸論文が詳しい。
- 2) 法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会が 2009 年 12 月にとりまとめた「要綱 (案)」において、薬物犯等を含め執行猶予や社会貢献活動などの導入を盛り込んだ。
- 3) 裁判員裁判で執行猶予となった事案は、最高裁判所によると、2010 年分の裁判員裁判 994 件のうち 13.69% を占め、このうち保護観察付執行猶予判決が出された事案は 6.04% であった (表 2)。前年度以前の裁判官裁判と比較しなければならないが、管見の限りでは、女性に対する性犯罪を除けば執行猶予の判決が増加していると考えられる。
- 4) 平成 22 年度厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」(研究代表者：田島良昭) の一貫として、筆者も加わって実施した「更生保護施設における福祉との連携に関する調査」及び古川 (2011) を参照されたい。ただしオーストラリアと日本の刑事政策および犯罪者処遇の違いから、本論の研究背景に日本の更生保護の現状を念頭としていることを断っておく。
- 5) 犯罪発見の要因が市民等からの通報のみで構成されるわけではない (浜井編 2010)。犯罪発見件数への影響が重要であるという観点から、体感治安の変化として表 4, 5 を扱うこととした。

参考文献・資料

- Lange Powell (2002) Critical Incidents – A Window on Community Corrections Practice, Probation and Community Correction.
- Australian Bureau of Statistics CRIME AND SAFETY, AUSTRALIA (URL: <http://www.abs.gov.au>).
- Australian Bureau of Statistics, Corrective Service Review および Prisoners in Australia (URL: <http://www.abs.gov.au>).
- Australian Institute of Criminology (1997–2007) Crime Facts Info (URL: www.aic.gov.au).

- Adey, Ronald H. (2003) *Aging in Prisoners*, Praeger.
- Canton, Rob (2011) *PROBATION*, Routledge, pp.146-147.
- Freiberg, Arie (2003) *Penal Populism and Public Opinion : Lesson from Five Countries*, Australian and New Zealand Journal of Criminology August, 2003. pp.101-112.
- Morgan, A., Homel, P. (2011) *A model performance framework for community-based crime prevention*, Australian Institute of Criminology.
- Wacquant Loic (2010) *The global Firestorm of Law and Order : On Neoliberalism and punishment* (=津島昌寛訳, 世界に拡大する法秩序の嵐-ネオリベリズムと刑罰にかんして-) 日本犯罪学会, 犯罪社会学研究第35号, 72-86頁.
- Waldman, Steven and the working group on information Need of Communities (2011) *THE INFORMATION NEEDS OF COMMUNITIES - The Changing landscape in a broadband age -*, (URL : www.fcc.gov/infonedsreport).
- 北大路弘信・北大路百合子 (1982) 『世界現代史 36 オセアニア現代史』 山川出版社.
- 久保 貴 (2010) 「更生保護における犯罪被害者支援の取組の経緯と現状について」 (財) 日立みらい財団, 犯罪と非行 No.164, 79-96頁.
- 染田 恵 (2006) 『犯罪者の社会内処遇に関する研究』 成文堂.
- 染田 恵・新海浩之・桑山龍次ほか (2006) 『研究部報告 34 薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者の処遇に関する研究』, 法務省法務総合研究所, 264頁.
- 竹田いさみ・森 健・永野隆行編 (2007) 『オーストラリア入門 [第2版]』 東京大学出版会.
- 日本犯罪学会編 (2009) 『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』 現代人文社.
- 浜井浩一編 (2010) 『刑事司法統計入門』 日本評論社.
- 浜井浩一・我藤諭・古川隆司 (2011) 「更生保護施設における福祉との連携に関する調査報告書」.
- 古川隆司 (2012 刊行予定) 「高齢者・障害者の社会復帰支援における更生保護と福祉との連携-更生保護施設における調査を通して-」 日本更生保護協会, 更生保護と犯罪予防第154号.
- 古川隆司 (2009) 「オーストラリアにおける高齢犯罪者の処遇と日本への示唆」 追手門学院大学オーストラリア研究所, オーストラリア研究第34号, 75-86頁.
- 古川隆司 (2011) 「触法高齢者・触法障害者の社会復帰支援および社会福祉との連携に関する調査研究 報告書」.
- 前野育三・前田忠弘・松原英世・平山真理 (2007) 『刑事政策のすすめ [第2版]』 法律文化社, 79-101頁.
- 水藤昌彦 (2009 a) 「オーストラリア ビクトリア州における知的障害のある犯罪加害者に対する社会内処遇 (1)」 全国社会福祉協議会, 月刊福祉 92(6) 92-95頁.
- 水藤昌彦 (2009 b) 「オーストラリア ビクトリア州における知的障害のある犯罪加害者に対する社会内処遇 (2)」 全国社会福祉協議会, 月刊福祉 92(7) 92-95頁.
- 水藤昌彦 (2009 c) 「オーストラリア ビクトリア州における知的障害のある犯罪加害者に対する社会内処遇 (3)」 全国社会福祉協議会, 月刊福祉 92(8) 92-98頁.
- 水藤昌彦 (2010) 「オーストラリア・ビクトリア州における知的障害をもつ非行少年 (ジャスティス・クライアント) への処遇」 (浜井浩一・村井敏邦編著 (2010) 『発達障害と司法』 現代人文社, 216-236頁).
- 龍谷大学矯正・保護研究センター (2010) 「龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報第7号 特集 DARS (Drug Addiction Recovery Support) の理論と実践」 現代人文社.